

## 目 次

**教育長訓令**

○北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1

**告示**

○北海道教育委員会委員長の選挙について…………… 4

○北海道教育委員会委員長職務代理者について…………… 4

○北海道教育委員会委員の委員活動における旧姓使用に係る取扱いについて…………… 4

○教育職員免許状の失効について…………… 4

**通知・通達・照会**

○北海道教育委員会委員の異動について…………… 4

○平成23年度青少年自然体験活動指導者の登録について…………… 5

## 教 育 長 訓 令

### 北海道教育委員会教育長訓令第17号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年11月11日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令  
北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、必要がないと認める場合には、被服を貸し付けない。
- 4 前項の場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、新たに職員に被服を貸し付けることができる。

第4条中「職員となった者」の次に「、同条第4項に規定する被服の貸付けを受けることとなった者」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1（第2条関係）

事務局及び所管機関（道立学校を除く。）の職員

職 種	品 目		耐用年数	摘 要
	品 名	員数		
運転技術員（乗用自動車）	アノラック	1	3年	
	オーバーオール	1	1年	
	ゴム長靴	1	2年	
	制服	1	3年	
公務補	作業衣（上下）	1	2年	
	作業替ズボン	1	2年	
	アノラック	1	3年	
	雨衣（上下）	1	3年	
	布 靴	1	2年	
	ゴム長靴	1	2年	
技師（建築に関する業務）	作業衣（上下）	1	2年	
	作業替ズボン	1	2年	
	布 靴	1	1年	
	ゴム長靴	1	2年	
医師	白衣（上下）又は白	2	1年	

技師（栄養指導に関する業務）	白 衣	2	1年	
保健師	白 衣	2	1年	白衣は、採用時の初年度には倍数を貸し付けることができる。
	靴 下	24	1年	
	白皮靴又はサンダルシューズ	2	1年	
看護師及び准看護師	看 護 衣	2	1年	} 採用時の初年度には倍数を貸し付けることができる。
	予 防 衣	2	1年	
	靴 下	24	1年	
	白皮靴又はサンダルシューズ	2	1年	
司書	作 業 白 衣	1	1年	
船員	帽 子	1	5年	
	夏 服	1	4年	
	冬 服	1	5年	
	雨衣（上下）	1	2年	
	皮 短 靴	1	5年	
	作 業 帽	1	1年	
	作業衣（上下）	2	1年	
	作業替ズボン	1	1年	
	防 寒 帽	1	2年	
	防寒衣（上下）	1	4年	
	安 全 帽	1	2年	
	防 寒 手 袋	1	2年	
	安 全 靴	1	1年	
	ゴム合羽（上下）	1	2年	
	防寒安全靴	1	2年	
夏 作 業 衣	1	1年		
文化財保護主事	作 業 帽	1	2年	
	作業衣（上下）	1	2年	
	夏 作 業 衣	2	2年	
	作業替ズボン	1	2年	
	雨衣（上下）	1	2年	
	アノラック	1	2年	
	ゴ ム 長 靴	2	2年	
	安 全 靴	1	4年	

別表第2（第2条関係）  
道立学校の職員

職 種	品 目		耐用年数	摘 要
	品 名	員数		
運転技術員（乗用自動車）	アノラック	1	3年	
	オーバーオール	1	1年	
	ゴ ム 長 靴	1	2年	
	制 服	1	3年	
事務生	布 靴	1	1年	
	エ プ ロ ン	1	1年	
	作 業 白 衣	1	2年	
	作 業 帽	1	2年	
	作業衣（上下）	1	2年	
	作業替ズボン	1	2年	
	防寒衣（上下）	1	4年	
	雨衣（上下）	1	3年	

公務補	布靴又は運動靴	1	2年	
	ゴム長靴	1	2年	
	防寒長靴	1	2年	
	防寒手袋	1	3年	
	オーバーオール	1	2年	
栄養教諭及び学校栄養職員	白衣	2	1年	
	調理帽	2	1年	
	ゴム長靴又は運動靴	2	2年	
看護師及び准看護師	看護衣又は運動衣（上下）	2	1年	採用時の初年度には、倍数を貸し付けることができる。運動衣は、員数を1とする。運動靴は、員数を1、耐用年数を2年とする。
	予防衣又はエプロン	2	1年	
	靴下	24	1年	
	運動靴又はサンダルシューズ	2	1年	
調理員	調理帽	2	1年	
	調理衣	2	1年	
	ゴム長靴又は運動靴	2	1年	
	調理ズボン	2	1年	
	サンダルシューズ	1	1年	
	エプロン	3	3年	
実習助手及び実習担任教諭	作業衣（上下）又は作業白衣若しくはオーバーオール	1	2年	作業白衣は耐用年数を1年とする。作業衣（上下）は高等学校にあっては、工業、農業及び水産の実習に従事する者に、特別支援学校にあっては、工業、農業、木工、産業、窯業及びクリーニングの実習に従事する者に限る。オーバーオールは科目を限定しない。
農務従事員	作業帽	1	2年	
	防寒帽	1	4年	
	作業衣（上下）	1	2年	
	作業替ズボン	1	1年	
	ゴム長靴	1	1年	
	雨衣（上下）	1	3年	
	防寒作業衣（上下）	1	4年	
	防寒手袋	1	3年	
	布靴	2	1年	
	オーバーオール	1	2年	
	安全靴	1	2年	
	運動衣（上下）	1	1年	

寄宿舎指導員	浴 場 衣	1	1年	
	布 靴	1	1年	
	三 角 布	2	1年	
介護員	運動衣（上下）	1	1年	
	布 靴	1	1年	

別記第2号様式の備考の2を3とし、同様式の備考の1の次に次のように加える。

- 2 第2条第3項の規定により貸し付けなかった場合は、「備考」欄にその年月日、品目及び貸し付けなかった理由を記入すること。

#### 附 則

- この教育長訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程に基づいて貸し付けられている被服は、この教育長訓令による改正後の北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程に基づいて貸し付けられたものとみなす。

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第81号

北海道教育委員会委員長の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第12条第1項の規定に基づき、平成23年11月2日委員長を次のとおり選挙した。

平成23年11月11日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

委員長 委員 若 狭 洋 市

任 期 平成23年11月2日から平成24年11月1日まで

### 北海道教育委員会告示第82号

当委員会の委員長職務代理者を、平成23年11月2日次のとおり指定した。

平成23年11月11日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

第1順位 委員 三 戸 和 昭

第2順位 委員 鷹 野 正 義

### 北海道教育委員会告示第83号

当委員会委員である佐藤佳子の氏名については、許可等対外的な法律上の行為については佐藤佳子名を使用し、それ以外は鶴羽佳子名を使用することとする。

平成23年11月11日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

### 北海道教育委員会告示第84号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により平成23年10月12日失効した。

平成23年11月11日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

氏 名	石 山 純 一		本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	昭60小1普第1158号	昭和60年9月27日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 （社 会）	昭60中1普第1738号			
高等学校教諭1種免許状 （地理歴史 公民）	昭60高2普第2158号			

## 通知・通達・照会

教 総 第 1276 号  
平成23年11月11日

各 次 課 長  
 各 出 先 機 関 の 長  
 各 所 管 機 関 の 長 様  
 各市町村教育委員会教育長  
 （各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

### 北海道教育委員会委員の異動について（通知）

このことについて、次のとおり当教育委員会の委員に異動がありましたので、通知します。  
 記

#### 1 異動事項

区 分	氏 名	委 員 の 任 期	備 考
委 員	鶴 羽 佳 子	平成23.10.29～平成27.10.28	新 任

#### 2 異動後の構成

区 分	氏 名	備 考
委員長	若 狭 洋 市	委員長の任期 平成23.11.2～平成24.11.1
委 員	三 戸 和 昭	委員長職務代理者（第1順位）
委 員	鷹 野 正 義	委員長職務代理者（第2順位）
委 員	中 村 隆 信	
委 員	鶴 羽 佳 子	
委 員	高 橋 教 一	教育長

（総務政策局総務課法制グループ）

教 生 第 1036 号  
 平成23年11月11日

各 教 育 局 長  
 各 道 立 学 校 長  
 各市町村教育委員会教育長 様  
 （各市町村立青少年教育施設所長）  
 （各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

### 平成23年度青少年自然体験活動指導者の登録について（通知）

自然体験活動に必要な専門的知識・技術を有する指導者の養成を目的として実施した平成23年度青少年自然体験活動指導者養成事業の修了者を、別記のとおり指導者として登録したので、通知します。

（生涯学習推進局生涯学習課社会教育・読書推進グループ）

#### 別記

#### 平成23年度青少年自然体験活動指導者

札 幌 市 赤 坂 亮 祐  
 札 幌 市 秋 田 映 子  
 札 幌 市 浅 理 蓮  
 札 幌 市 五十嵐 和 秀  
 札 幌 市 石 川 友 貴  
 札 幌 市 江 良 ありさ  
 札 幌 市 柏 咲 妃  
 札 幌 市 菊 地 翔 太

札	幌	市	野	本	貴	文
札	幌	市	平	間		涼
札	幌	市	皆	川		絢
札	幌	市	森	田	千	香
札	幌	市	世	並	玲	子
札	幌	市	小	松		美
釧	路	市	庄	司	佑	翔
釧	路	市	土	屋	大	郎
釧	路	市	平	野	雄	樹
釧	路	市	藪	谷	義	太
帯	広	市	大	森	勇	雄
北	見	市	前	田	耕	人
北	見	市	山	本	幸	平
北	見	市	奥	谷		希
網	走	市	近	藤	崇	悟
網	走	市	久	野	舜	之
江	別	市	神	園		佑
江	別	市	細	川		歴
江	寄	市	鈴	木		翼
名	川	市	野	田		健
砂	山	市	原	葉	恭	勉
栗	空	町	秋	木	暢	平
大	湖	町	上	幡	祐	康
洞	湖	町	木	田	淳	弥
足	寄	町	内	井	裕	史
足	寄	町	金	田	淳	太
足	寄	町	櫻	井		司
足	寄	町	遠	井	裕	篤
厚	岸	町	和	国	英	子
別	海	町	川	泉	友	紀
				尻	俊	喜
						佑